

PTA 会則



中野区立上鷺宮小学校 PTA

令和 5 年 6 月発行

※第 1 2 章 第 2 4 条のサークルに関する条項は、
令和 6 年 4 月 1 日から施行とし、令和 7 年 3 月末
時点での会員名簿を運営委員会に提出し、サーク
ルの基準を満たしているか判断されます。

第1章 名称

第1条 この会は上鷺宮小学校PTAといい、事務所を中野区立上鷺宮小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は会員が協力して教育基本法及び児童憲章に基づき、子どものしあわせな成長をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 この会は目的を達成するために、学年を基盤として次の活動をする。

- 1、子どもの幸せに繋がる問題について学習し理解を深め合う。
- 2、子どもの生命を守り、よい環境をつくり、教育の条件を整えるなどの運動をする。
- 3、子どもの校外生活を充実させるために協力をする。
- 4、会員相互の親睦を深めるための活動をする。

第4章 方針

第4条 この会は第2章の目的を果たす民主的団体として次のことを方針とする。

- 1、 広く教育問題について討議し、学校の教育活動を助けるために意見を述べ、又、参考資料を提出するが直接学校の人事や管理に干渉するものではない。
- 2、 ほかのどんな団体機関からも支配、統制、干渉はされない。
- 3、 この会の名において特定の政党や宗教の支持、又営利を目的としない。

第5章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、つぎのとおりとする。

（資格） 在籍する児童の保護者、及び教職員。

（入会） 会の目的に賛成する者が決められた入会手続きによって会員となり、定められた会費を納める。

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6章 委員会

第6条 この会は第3章の活動を行うために次の委員会を

置く。

Ⅰ、かみサポ委員会（各学年保護者、教職員）

各学年を通じて会員の意識向上をはかる。必要に応じて学年集会等を開催する。児童が校内外で安全に過ごせるように環境を整える。児童が校内外で楽しく過ごせるように学校や地域活動に協力する。

各学年は会員の中から委員を選び、活動を行う。各委員会は委員長及び副委員長をおき、その選出は選挙管理規程と選出ルールによる。また、各委員会の人数や選出母体は、特別委員会の設置や会員から広く意見の聴取を行ったうえで、運営委員会での協議と承認をもって変更することができる。

第7条 委員は兼任できない。また、委員に欠員が生じた場合は当該学年より補充する。

第7章 役員

第8条 この会に次の役員を置く。役員は会が目的に沿って運営されるようにその職務にあたる。

Ⅰ、会長（保護者）

会を代表する。

2、副会長（保護者、教職員）

会長を補佐し、必要ある時はその職務を代行する。

3、庶務（保護者、教職員）

総会の準備、運営委員会の記録及び報告、会議の通知、議事録の管理、その他庶務に関する仕事をする。

4、会計（保護者、教職員）

総会が決定した予算に基づいた、いっさいの会計事務を処理し、会計監査を経て決算報告書を総会に提出する。

5、委員会担当（保護者・教職員）

6、メール配信担当（保護者・教職員）

7、顧問（役員経験を有する保護者）

会の運営を補佐し、助言を行う。

当該年度の役員の話し合いにより、役職の人数を変更することができる。

第9条 顧問以外の役員選出は別に定める選挙管理規程と選出ルールによる。顧問は必要に応じて会長が選任する。

第8章 運営委員会

第 10 条 運営委員会は、役員、各委員会の委員長及び副委員長、かみサポ委員の学年代表、教職員代表により構成され、総会に次ぐ議決機関であり、定員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 11 条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- 1、この会の運営と活動の総合的な審議決定。
- 2、予算、決算の審議。
- 3、特別委員会の設置と廃止。
- 4、サークル活動の承認と休部及び活動再開の承認。
- 5、その他緊急を要する事項の処理。

第 12 条 運営委員会は原則、年 5 ～ 6 回開く。但し会長又は運営委員の 3 分の 1 以上が必要と認めた時には臨時運営委員会を開くことができる。

第 13 条 運営委員会の傍聴は自由だが、発言の際は議長の許可を求める。

第 9 章 特別委員会

第 14 条 特別委員会は運営委員会において必要と認められた時に臨時に設置される。

第 10 章 総会

第 15 条 総会は全会員により構成される、この会の最高議決機関。定期総会と臨時総会があり、会長がこれを招集する。

- 1、定期総会は毎年、年度始めに開く。
- 2、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又会員の 5 分の 1 以上の要求があった時、開く。
- 3、総会の成立は全会員の 5 分の 1 以上の参加を必要とする。
- 4、議決は参加者の過半数で決め、賛否同数の場合は該当の議案について再度承認の可否を求めて決定する。

第 16 条 総会の内容は次の通りとする。

- 1、役員、正・副委員長の紹介。
- 2、前年度活動報告並びに決算報告の承認。
- 3、会計監査報告の承認。
- 4、活動計画及び予算案の審議決定。
- 5、会則の変更。但し、この議決は参加者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
- 6、その他必要事項の審議決定。

第 11 章 経理

- 第 17 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 18 条 この会の経費は会費をもってこれにあてる。
- 第 19 条 この会の会費はその年度の活動計画に基づき、会員がこれを負担する。
- 第 20 条 その他臨時に会費を徴収する時は総会の承認を必要とする。
- 第 21 条 会費はこの活動にのみ使われる。
- 第 22 条 会計監査は役員及び委員以外の会員が務めるが、必要に応じて会長と会計以外の役員が代行できる。年度末決算の監査のほか、必要に応じて会計監査を行う。

第 12 章 付則

- 第 23 条 この会の事務所に次の帳簿を備え管理する。
P T A 会費集金台帳、領収書綴、金銭出納帳、銀行預金通帳、議事録、備品台帳、その他必要な帳簿
会員は自由に帳簿を見ることができる。
- 第 24 条 この会には会員の希望によりサークルをつくることができる。
- 1、サークルは自主活動とし、新設する場合は運営委

員会の承認を必要とする。

- 2、サークル活動は OG・OB の参加を認める。ただし、活動する際は必ず現役の P T A 会員が参加すること。
- 3、サークルは会員の相互の親睦をはかることを目的とし、PTA 会員 3 名以上をもって構成する。
- 4、3 月末時点でのサークル名簿を運営委員会に提出する。3 月末時点で PTA 会員 3 名以上に満たない場合は休部とする。休部は運営委員会の承認を必要とする。その他の事情があって休部する場合も同様とする。
- 5、休部後、活動を再開する場合は運営委員会での承認を必要とする。
- 6、学校代表として大会やイベント等に参加する場合、かかった費用を活動支援費として支給する。
- 7、以下のような活動をサークルで積極的に実施している場合、3 月末時点で P T A 会員が 3 名に満たなくても活動継続について認める。活動継続については運営委員会での承認を必要とする。
 - ・子ども向けイベントや体験会の実施
 - ・地域主催の行事や PTA 活動への協力

第25条 学校長はすべての会に出席し意見を述べることができるが、議決には加わらない。

第26条 会計帳簿及び各種証票書類等、年度毎の決算に関する資料は、5年間保存するものとする。

第27条 この会則は令和5年6月1日より施行する。

選挙管理規程

第1条 選挙管理委員会

- 1、選挙管理委員会は6年を除く各学年1名と教職員で構成される。委員が決定した時点で話し合いを基盤に、委員長、副委員長を選出し、本人の同意を得て確定する。
- 2、選挙管理委員は、その氏名を全会員に通知する
- 3、選挙管理委員は選出の公平性を保つために、次年度役員・委員選出名簿よりはずす。
- 4、選挙管理委員の任期は1年とする。

第2条 会長選出方法

- 1、会長選出は役員選出に先立って行う。
- 2、2月上旬までに会長名を公表する。
- 3、選出方法は推薦投票とする。
- 4、本人の同意を得て確定する。

- 5、会長の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。但し再任しても良いが2年をこえてはならない。

第3条 役員選出方法

- 1、役員選出は2月下旬までに6年を除く各学年より選出する。但し会長選出の学年は1名減とする。
- 2、役職については選挙管理委員の立会いのもとに互選する。
- 3、役員に欠員が生じた場合は当該学年より補充する。
- 4、役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。但し再任しても良いが2年をこえてはならない。

第4条 任期中の会長交代における選出方法

- 1、会長が10月15日までに職務を遂行できなくなった場合、直ちに告示し速やかに選出公表する。
- 2、選出方法・任期は第2条、第3条、第4条に準ずる。
- 3、この選挙により、役員、委員に欠員が生じた場合は、当該学年より補充する。

(任期については、3月で任期が切れるということで、数ヶ月でも1年とみなす)

慶弔規程

慶弔に関しては原則として次のとおりの見舞い、香料を行うものとする。

1、死亡の場合

児童、会員、教職員共に5000円

2、PTA活動中に生じた事故による入院などの場合

2週間以上 3000円

その他必要ある場合は役員が相談して決める。

但し、運営委員会で承認を得る。